

令和4年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和4年4月12日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿

2 番 中 野 栄

3 番 嶺 岸 勝 志

4 番 三 須 清 一

5 番 大 井 栄 一

6 番 大 炊 三 枝 子

7 番 成 島 誠

8 番 川 村 泉 治

9 番 宮 久 保 勝

10 番 根 本 博

4. 出席農地利用最適化推進委員

相馬 英里

香取 典男

加賀 文志

増田 誠治

齊藤 剛廣

長島 操

4. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

議案第 4 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから令和4年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 川村泉治委員

9番 宮久保勝委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、中間管理機構3件。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」8件。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」2件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、面積は4,521平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約620メートルに位置しています。位置図は議案

資料の4ページを御覧ください。

譲受人は株式会社ファームジャパンで、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ0.74ヘクタールで、農業従事日数は構成員6人のうち、1人が年間244日、1人が151日、2人が152日、2人が150日です。トラクター、田植機をそろえています。

なお、譲渡人は、譲受人である同社の取締役を辞任するに当たり、申請地を無償で譲渡するものです。

また、私の耕作している農地と譲受人の耕作している農地が近いこともあり、日頃から現地を見ていますが、きちんと管理していることを確認しています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 暫時休憩します。

三須清一会長 それでは、再開いたします。

これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定い

たしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は16ページからとなります。

整理番号1番、使用賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑8筆、合計面積は4,095平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、株式会社O. S. Iで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は無償です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は8,775平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、株式会社エグチライスファームで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃はJAちば東葛の〇.〇俵相当額です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計4筆、合計面積は5,250平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇地先の地目田1筆、合計3筆、合計面積は5,581平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、使用賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は879平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いいたします。

大井栄一調査会長 整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.40ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ2人が年間240日、1人が120日です。トラクター、管理機、コンバイン等をそろえています。

整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約5.22ヘクタールで、農業従事日数は、本人とスタッフ1人が年間280日、1人が200日、1人が150日です。トラクター、管理機、コンバイン等をそろえています。

整理番号3番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約12.18ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間240日、母が240日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号4番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約5.20ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が20日、父が100日です。トラクター、コンバイン、田植機等をそろえています。

整理番号5番、転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.85ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が150日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は44ページからとなります。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署長より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは、整理番号1番について地区担当から報告をお願いします。

初めに、中野委員から報告をお願いします。

中野栄委員 議案資料の44ページを御覧ください。

整理番号1番、令和4年2月18日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇地先の田1筆、面積3,015平方メートルほか9筆、合計面積2万793平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自らが所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

これより議案第3号整理番号1番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号2番について、中野委員から報告をお願いします。

中野栄委員 議案資料の46ページを御覧ください。

整理番号2番、令和4年2月18日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇地先の田1筆、面積1,565平方メートルほか3筆、合計面積8,449平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

これより議案第3号整理番号2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号2番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号3番について、根本委員から報告をお願いします。

根本博委員 議案資料47ページを御覧ください。

整理番号3番、令和4年2月17日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇地先の田1筆、面積3,982平方メートルほか6筆、合計面積1万1,525平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

これより議案第3号整理番号3番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号3番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号4番について、中野委員から報告をお願いします。

中野栄委員 議案資料の49ページを御覧ください。

整理番号4番、令和4年2月18日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇地先の田1筆、面積2,540平方メートルほか3筆、合計面積8,542平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案第3号整理番号4番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号4番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号5番について、根本委員から報告をお願いします。

根本博委員 議案資料の50ページを御覧ください。

整理番号5番、令和4年2月17日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇地先の田1筆、面積1,448平方メートルほか11筆、合計面積2万3,272平方メートルにつ

いて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

これより議案第3号整理番号5番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号5番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号6番について、宮久保委員から報告をお願いします。

宮久保勝委員 議案資料の52ページを御覧ください。

整理番号6番、令和4年2月9日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積147平方メートルほか1筆、合計面積305平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

これより議案第3号整理番号6番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号6番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号7番について、宮久保委員から報告をお願いします。

宮久保勝委員 議案資料の53ページを御覧ください。

整理番号7番、令和4年2月9日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積147平方メートルほか1筆、合計面積305平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより、議案第3号整理番号7番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 第3号の6番と第3号の7番、これは2人で相続したということですか。同じ地番、同じ面積ですよ。共有ですか。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

事務局 こちらについては、共有名義となっているものになります。

中野栄委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号7番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、整理番号8番について、宮久保委員から報告をお願いします。

宮久保勝委員 議案資料の54ページを御覧ください。

整理番号8番、令和4年2月9日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇地先の田1筆、面積1,482平方メートルほか13筆、合計面積9,182平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案第3号整理番号8番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号8番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」審議したいと思います。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」

下記のとおり、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は57ページからとなります。

整理番号1番の所在地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地2筆、合計面積は644平方メートルです。当該地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約1,000メートルに位置し

ております。

現況は5軒の借家があり、当時の所有者は農地法をよく理解していないことから、昭和44年12月から借家として利用され、農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人の代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、50年前から借家5棟の宅地として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第2調査会では、議案第4号整理番号1番は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号整理番号1番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号整理番号2番「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」審議したいと思います。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」

下記のとおり、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年4月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は59ページとなります。

整理番号2番の所在地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地2筆、合計

面積は355平方メートルです。当該地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約1,000メートルに位置しております。

現況は居宅があり、当時の所有者は農地法をよく理解していないことから、平成10年頃から居宅として利用され、農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請人の代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、24年前から居宅があり、宅地として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第2調査会では、議案第4号整理番号2番は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号整理番号2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号2番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、住宅が1件、賃貸ビルが1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。届出事由は、住宅が5件、駐車場が1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、5件受理しました。届出事由は、相続です。

事務局からは、以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら、挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これを持ちまして、令和4年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会します。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人